

令和6年12月17日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の改正案」
及び「建設業許可事務ガイドラインについての改正案」
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年11月1日から令和6年12月1日まで、「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の改正案」及び「建設業許可事務ガイドラインについての改正案」に関する意見の募集を行いましたところ、計13件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

なお、本件と直接関係のない御意見については、回答を差し控えさせていただきますので御了承ください。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
1	紙の健康保険証も引き続き提出可とされているようですが、健保が発行する「健康保険被保険者資格証明書」についても引き続き提出可能な確認書類として明示していただくか、あるいは各地方整備局におかれまして「提出可能な確認書類」に準じる取扱いをして頂けるようにご検討を頂けますようお願いいたします。	告示及びガイドラインに記載のない書類については、各許可行政庁において、確認書類として十分か否かの判断をお願いしております。
2	営業所技術者等の「等」は具体的に何を指しておりますでしょうか。	建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者を指します。
3	確認書類として新たに追加される「所属企業の雇用証明書の写し」については、第三者による証明とはならず、所属企業の自己申告でしかないため信頼性が乏しい。自身の利益のために、雇用していない技術者を自己の所属と偽る企業が発生することは明らかで、その確認は困難であるので、確認書類として認めてはいけなと考える。	申請者の自己証明内容に疑義がある場合には、行政庁等から追加資料（第三者が作成する証明資料や誓約書等）を求め確認を行うことや、必要に応じ建設業法第31条第1項の規定に基づく営業所への立入検査等を実施し、不正又は虚偽が認められる場合は、許可の拒否・取消をもって臨むなど厳正な運用に努めることで、虚偽申請の抑止ならびに確認書類の真正性を担保したいと考えます。
4	建設業許可事務ガイドライン22頁の営業所技術者等に係る許可要件の確認方法として、「所属企業の雇用証明書の写し」が追加されたが、大阪府の手続きでは、これが追加されていない。今後追加するように指導する予定か。	建設業許可事務ガイドラインは、国土交通大臣に係る建設業許可事務の取り扱い等についてとりまとめたものですが、都道府県にも参考送付いたします。
5	監理技術者制度運用マニュアルの8から9頁にも、「所属企業の雇用証明書の写し」を追加するか。	監理技術者等とその所属建設業者の直接的・恒常的な雇用関係を確認する資料として、監理技術者制度運用マニュアルにおいても「所属企業の雇用証明書の写し」を追記いたします。
6	所属企業を確認する方法としてCCUSカードを活用する方法もあると考えるが、今後検討する余地はあるか。	建設キャリアアップカードの表裏面では技能者と所属企業の関係が確認できず、確認書類としては不十分と考えます。
7	2. 建設業許可事務ガイドラインに係る改正案の概要 (1) 健康保険被保険者証に代わる常勤性の確認書類について ○ 常勤確認資料としての「所属企業の雇用証	所属企業と雇用関係にある者であれば、「所属企業の雇用証明書の写し」は常勤性の確認資料として認められます。

	明書の写し」は営業所技術者等に係る常勤性の確認についてのみ例示がされており、常勤役員等に係る常勤性の確認については例示がないが、常勤役員が執行役員である場合、及び常勤役員等を直接に補佐する者についても認められないのか。	
8	今回の建設業許可事務ガイドライン改正案では、様式第八号が「営業所技術者等証明書」という名称に改正されることのみならず、「専任技術者」を「営業所技術者」という文言にすべて変更することが認識できるが、ここでいう「専任」はこれまで建設業許可の重要な要件として定着している。長年「専任技術者」という言葉が全国で浸透してきている以上、混乱を招くことが容易に想像できるため、営業所技術者の後にカッコ書きで専任技術者を併記することで理解が進むのではないかと考える。	「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）の一部施行に伴い、建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号の規定が改められたところ、「専任技術者」という表現は現場に配置する主任技術者又は監理技術者と混同する可能性がありますので名称を変更しております。
9	「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」（平成13年4月3日国総建第99号、最終改正 令和3年12月9日国不建第362号）は、行政手続法第5条第1項に基づく審査基準である以上、建設業許可事務ガイドラインよりも優先して改正案の作成と意見公募手続を行う必要があるのではないかと思料する。	「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」（平成13年4月3日国総建第99号）についても改正を行います。 なお、本通知の今回の改正内容は単に建設業法改正等の内容を反映させるのみであるため、パブリックコメントによる意見募集は行っておりません。

※ とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。